

平成16年度第3期各種教室受講生募集

～新しい年！スポーツをはじめてみませんか？～
問い合わせ
海浜公園プール ☎22-8861(〒659-0032 浜風町30-1)

<大人水泳・健康教室>
【日時/ 対象(年齢は平成16年4月1日現在)/ 募集人数/ 受講料】
いきいき教室(水なれ～4泳法)
水・金曜日、午後1時～2時30分 大人 若干名 11,000円
シルバー体操教室(床上での基礎体力作り)
水曜日、午後1時30分～2時45分 60歳以上 若干名 11,000円
シェイプアップ教室(床上でのシェイプアップ運動等)
金曜日、午後1時30分～2時45分 大人 若干名 11,000円
腰痛予防教室(柔軟体操および水中運動)
土曜日、午後1時～2時30分 20歳以上 若干名 11,000円
申し込み 海浜公園プール、体育館・青少年センター、市役所受付、ラポルテ市民サービスコーナー、市民センターにある募集要項をご確認のうえ、指定申込用紙に必要事項を記入し、12月17日(金)から上記で受け付け<先着順>

<小人水泳教室>
すくすく教室(水なれ～クロール)
水・木・金曜日、午後3時～4時30分 4歳～就学前の幼児 各40人 9,000円
のびのび教室(水なれ～クロール・背泳ぎ)
水・金曜日、午後4時30分～6時 小学生 各50人 9,000円
水曜日、午後4時30分～6時 小学生 30人 9,000円
チャレンジ教室(平泳ぎ・バタフライ)
水・金曜日、午後5時50分～7時10分 クロールが25m泳げる小学生 各20人 9,000円
期間 いずれも平成17年1月～3月(週1回の全10回コース)
申し込み 海浜公園プール、体育館・青少年センター、市役所受付、ラポルテ市民サービスコーナー、市民センターにある募集要項をご確認のうえ、指定往復はがきに必要な事項を記入し、12月12日(日)<必着>で上記へ 応募多数の場合は抽選

パーソナルスイムセミナー開催!!

～あなたの泳ぎをビデオで見てみませんか～

泳ぎのビデオ撮影・フォームの確認後、課題にあったスイムメニューを作成します。そのメニューに基づいて、1月5日(水)・6日(木)・7日(金)の希望日に練習会を行います。
日時 12月16日(木)・17日(金)・22日(水)(先着順、時間予約制)
費用 2,000円(当日入場料が別途必要)
申し込み 申込用紙に必要事項を記入し、参加費をそえて海浜公園プール受付へ

スポーツ振興課の催し

knock out!! (ノックアウト) 第4期やさしい気功教室(入門)
～格闘技系エクササイズで脂肪燃焼～
日時 平成17年1月12日～3月30日 毎週水曜日(全10回)
午後1時～2時 会場 体育館・青少年センター
講師 久木田範行氏 講師 津山鮎子氏(NPO気功協会理事)
対象 16歳以上の男女、先着15人 費用 8,000円
申し込み 体育館・青少年センター、市民センター、海浜公園プールにある専用はがきに記入し、12月9日(木)<必着>までに下記へ
問い合わせ スポーツ振興課 ☎31-8228(〒659-0072 川西町15-3)

文学講座「震災と文学」

～谷崎潤一郎と村上春樹のばあい～
問い合わせ 谷崎潤一郎記念館 ☎23-5852
(〒659-0052 伊勢町12-15)

谷崎潤一郎と村上春樹に「日本」や「社会」と向き合う契機を作り出した、関東大震災と阪神・淡路大震災を視座にして、二人の文学を読みみます。
日程/内容 いずれも午後1時30分～3時30分
第1回/12月18日(土)/ 故郷喪失～谷崎潤一郎のばあい
第2回/平成17年1月15日(土)/ 「故郷」発見～谷崎潤一郎のばあい
第3回/2月26日(土)/ 故郷忌避～村上春樹のばあい
第4回/3月19日(土)/ 故郷再生～村上春樹のばあい
テキストとして、プリント資料を配布します。
講師 千里金蘭大学人間社会学部教授・明里千章氏
会場 市民センター218室
定員 50人(応募多数の場合は抽選)
受講料 4,200円(4回分の受講料・資料代を含む)
申し込み 往復はがき(はがき1枚につき1人)に、住所・氏名・電話番号を明記のうえ、12月10日(金)までに上記へ。

女性センターからのお知らせ

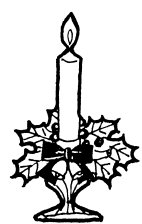
問い合わせ 女性センター ☎38-2023

【「茜の銀粘土とその世界」展】
期間 12月1日～27日(土・日・祝日を除く)
会場 女性センター
《体験工房》
日時 12月9日(木)午前10時～正午
定員 先着10人(事前に上記へ申し込みください)
材料費 2,000円
持ち物 カッターナイフ、マニキュア(好みの色)、筆記用具、はさみ
【平成17年度作品展募集】～あなたの「作品展」を応援します！
あなたのオリジナル作品の「個展」を開いてみませんか。女性センターでは、女性の文化活動支援事業として、情報コーナーの壁面を活用し、無料で作品発表の「場」を提供しています。平成17年度の「個展」申込みを受け付けます。詳細は、女性センターまでお問い合わせください。
展示条件 個展(グループ展は不可)
展示期間 1ヵ月間(平成17年4月以降)
使用料 無料(搬入・搬出は自己負担)
作品種類 絵画、写真、書道、版画、その他壁面に展示が可能なもの



母子父子家庭児童 年末のつどい
日時 12月18日(土)正午～午後3時
会場 市民センター301・302室
内容 劇、ゲームなど
対象 母子・父子家庭の親と子どもだけの参加も可
申し込み 12月10日(金)までに下記へ
問い合わせ 児童課 ☎38-2045

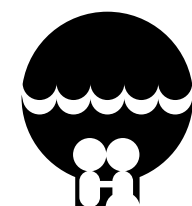
障害児年末のつどい
日時 12月11日(土)午後2時～4時
会場 三田谷治療教育院・地域交流施設ホール
内容 和太鼓、コーラス、チェロコンサート等
申し込み 12月7日(火)までに下記へ
問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043 / FAX38-2178



福祉用具と住みよい社会

～最近のアメリカの障害者福祉事情～

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043



人権シンボルマーク
- 芦屋市 -


「アシスティブ・テクノロジー」とは

毎年十二月は、障害者の福祉月間です。本市では、障害者のかたをはじめすべての人々が人間としての喜びや社会の一員としての充実感を持ち、積極的に社会参加し自己実現を図るため、保健、医療、福祉などあらゆる面から総合的に諸施策を展開しているところで、今回は、「福祉用具と住みよい社会」をテーマに、最近のアメリカの障害者福祉の現状について視察された黒田大治郎氏の報告をご紹介します。

さる十月二十五日から一週間、障害者自立支援運動の発祥地サンフランシスコのバークレイにあるC.I.L.(Center for Independent Living)の「AT」事業の実践について話を伺ってきました。以下はそれにもっとく雑感です。

ATという言葉は、assist(助力・援助・支援する)とtechnology(科学技術、応用技術的方法)からなる英語で、国際的な用語となっておりますが、日本ではまだ一般的ではありません。

日本ではこれを「福祉機器・福祉用具」とひとまず訳していますが、ATはもっと広い意味を持ち、柔軟な考え方をその背景にもっています。日本における福祉用具は、「福祉用具法」に定義されていますように、「心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある高齢者または心身障害者の日常生活の便宜を図るための用具およびこれらの者の機能訓練のための用具ならびに補装具」であって、特別な対象に供給される特殊なものと理解されています。これに対してATは、安価で簡単なローテクものではなく、高価で複雑なハイテクものではなく、日常生活を容易にするものすべて(ハード)と、高齢者や障害者の枠を超えたすべての人を対象とし、このハードを日常的に利用するために必要な情報提供・供給・利用支援技術ソフトを併せ持つ概念です。実践的な取り組みのこをいいます。その根柢には、一人ひとりの生活のすべてを大切にすること(ユニバーサル)人権の尊重であり、それが当然として行える社会が「住みよいのだ」とする考えが見られます。たとえば「超肥満者用車いす」(写真)であっても、決して特注品でなく、至極当然として生産し、供給され、継続して使える世界をATは実現しようとしています。


黒田大治郎(くろだ・だいじろう)氏
・岡山理科大学工学部福祉システム工学科教授
・専門：福祉用具論、障害者福祉論
・平成10年3月まで：兵庫県立身体障害者更生相談所所長補佐
・平成16年9月まで：厚生労働省福祉用具給付制度検討委員会委員、日本義肢装具学会、義肢装具給付制度検討委員会委員



サンフランシスコのC.I.Lにて
(「超肥満者用車いす」の右が筆者)

振り返ったとき、今後の課題

日本はATが住みよい社会の実現に貢献しているのかといわれると、Aさんほどは胸を張れない。社会保障(年金制度)が急速に破綻したために、厚生年金の福祉用具の給付は来年三月で打ち切られ、労働災害補償保険法もそれに続くことが危惧されています。そうなることこれらのAT利用者すべてが社会福祉系の身体障害者福祉サービスが担うこととなります。

身体障害者福祉サービスは地方自治体中心で費用負担するため、財政能力が乏しいとか、人権意識が乏しい障害者等の自立支援に疎い地方自治体では、住みよい社会作りを簡単に犠牲にしてしまいかねない状況にあります。こうした事態を招いた原因は、この国の構造上の問題にあることは事実で、それを責めることは簡単ですが、それだけでは決してこの国の構造改革は進まないと思います。

Aさんが指摘するように、年金にしても、福祉用具にしても身近なことでありながら、人任せで間に合わせてきた安直な姿勢が、究極において、「人にやさしい、住みよい社会」を招かなくなることにも、もう気が付いてもよい時機にきていると考えられています。



ATの現状と将来について意見交換

「バークレイの会合で」アメリカの現状

現在、C.I.LのATのチーフは日本人女性のAさんで、このNPO活動の先頭に立って全てを活躍中です。「日本における福祉用具的供給システム」を説明することが訪問前からの約束であり、これを踏まえてATの現状と将来について意見交換を行いました(写真)。双方「住みよい社会にはATが不可欠である」という点で一致しましたが、その実現については日本の環境の差は歴然とっていました。

C.I.Lでは自分たちの事業内容はもちろんですが、連邦政府、州などの自治体のAT関連法制度、社会資源、社会啓発システム、民間団体の援助活動等についてスタッフ全員が徹底的に学習しているとのことでした。そうしないとC.I.L活動の運営の理解、それによる支援金が得られないからと前置きして、Aさんは「日本からのC.I.L来訪者に共通することは、自国の政治・経済・福祉・文化に関する簡単な知識さえ持たないようみえることです。こうした自国の知識なしで他国を理解することはできないと思います。常に身近なことから学ぶ姿勢を持たないで、人や組織、機関を動かす、人の権利を守り育て、思いやりのある住みよい社会はつくれない」と述べられました。「アメリカはそういう社会ですか?」との質問に「まだただだけ十分に可能性はあります。そうなるように努力しています。見ていてほしい」と胸を張られました。

12月 テレビ 広報ガイド 9ch
芦屋市広報番組 あしや30(サターデー) 放送時間(30分)
芦屋市の動き 芦屋市民文化賞決定 8:00
芦屋市政クララ! 感謝の気持ちで～芦屋市の被災地支援 11:30
広報トピックス オータムフェスタ・芦屋物語・佐藤望写真展 16:00
世界の童謡(台湾) 「兩隻老虎(2匹のトラ)」 19:30
ミニ特集 年末年始のごみ出し 22:30
市民の時間 地球温暖化講座「2050年の芦屋から」 VHSテープ貸出可
イベント案内 震災10年関連の催し
12月20日(月)は「J-COMプレビューデー」のため、の放送はありません。
番組に関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006 CATV全般に関する問い合わせ 幹ケーブルネット神戸芦屋(J-COM Broadband神戸・芦屋) ☎0120-13-8160

子育てセンター クリスマス会
親子で、ひとあし早いクリスマスを楽しみましょう。
日時 12月11日(土) 午前10時30分～正午
会場 宮川小学校・体育館
対象 就学前の乳幼児と保護者(当日、直接会場へ)
持ち物 上履き、ビニール袋(靴入れ用)
問い合わせ 子育てセンター ☎31-8006 (川西町11-10 精道幼稚園内)

料理教室のお知らせ ホワイトXmasメニュー
日時 12月20日(月)午前10時～午後1時
会場 市民センター料理室
講師 (社)日本乳業協会・間野浩子氏
内容 ホワイトグラタン/人參ライス/リースケーキ/ヨーグルトソースのサラダ/椎茸ミルクファンティ等
対象者 市内在住・在勤者、28人(先着順)<要予約>(託児施設がないため、お子さんの同伴はご遠慮ください)
持ち物 エプロン、三角巾、ふきん、筆記具、タッパ
問い合わせ 消費生活センター ☎38-2179

講演会 「弱いことって すてきやなあ」
日時 12月22日(水) 午後2時～4時
会場 ルナ・ホール (当日直接会場に)
講師 福井達雨氏(止揚学園リダー)
うた 止揚スターズ
手話通訳、要約筆記、保育あり
問い合わせ 芦屋市人権教育推進協議会事務局 (生涯学習課内)☎38-2091

こちら消費生活センターです 問い合わせ 消費生活センター ☎38-2034
特定商取引法が大幅に改正
悪質業者に対する規制の強化と消費者被害の予防・救済のための民事ルールの整備を目的とした改正が行われ、十一月十一日から施行されます。
(改正の内容)
「水道の検査に来ました」「排水管の点検をしましょう」といった浄水器やリフューム車を契約させる、いわゆる点検商法規制として、販売勧誘をする時は、販売目的であることを明示するように義務づけられました。
販売目的を隠し、電話で「悪質に当たった」「あなたと会って話したい」などといった呼び出し、喫茶店や事務所などで高価な会員券や宝飾品を契約させるサブイベントや、路上アンケートなどと言って店につれていき契約させるキヤッチャールズなどの販売方法は禁止されました。
虚偽の説明や、商品・価格・性能に関する重要な事項を説明されないで契約した場合、取り消すことができます。
連鎖販売取引マルチの場合、入会後一年を経過していない会員は、九十日を経過しない未使用の商品を返還することができず。
詳細については、消費生活センターにお問い合わせください。